

ID: 1156

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	地位の承継承認（第109条の規定の準用）		
<b>法令名 根拠条項</b>	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第116条		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第78号		
<p><b>【基準】</b>                  準用する法第109条の規定による。                  (地位の承継)                  第109条 認定賃貸人等の一般承継人又は認定賃貸人等から勧告マンションの区分所有権その他当該認定賃借人居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定賃貸人等が有していた認定賃借人居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日